

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を続けてきた社会経済システムは、多くの人々の日常生活の利便性を高めました。その一方で、廃棄物や二酸化炭素（以下「CO₂」という。）の増加などによる環境負荷の増大は、地球温暖化や生物多様性^{*}の損失など、世界規模の環境問題になっています。

これら環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への影響が積み重なったものです。環境問題の解決には、私たちのライフスタイルを根本から見直し、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用によるCO₂排出量の削減、省資源、リデュース、リユース、リサイクル（3R）の推進などによる低炭素社会^{*}あるいは循環型社会^{*}を構築していくことが求められています。

また、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所における事故をきっかけとして、環境への負荷が少なく、安全で安心な再生可能エネルギーの利用や省エネルギーを意識した生活スタイルへの転換など、人々の環境への関心が急速に高まっており、これらの諸課題に対応するための法令整備や関連計画などの見直しが進められてきました。

本市では、平成19（2007）年3月に策定した「東温市環境基本計画」をはじめ、地域新エネルギービジョン・バイオマスビジョン、地域省エネルギービジョンなどを策定し、環境問題に取り組む施策体系づくりを進めてきました。これらに基づき、将来に向けて持続可能なまちづくりのため資源循環型社会と位置づける「東温市 環^わのまちづくりプロジェクト」を推進し、ロハス^{*}タウンの構築を目指しています。

これらの取り組みのさらなる推進と社会情勢や新たな環境問題に対応するため、「東温市環境基本計画」の終了に合わせて見直しを行い、平成29（2017）年度からの「第2次東温市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

※生物多様性：地球上の生物は、未知のものを含めると3,000万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、一つひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながっていることを指す。

※低炭素社会：地球温暖化の原因となるCO₂の排出を抑えた社会。

※循環型社会：廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化、適正処分の仕組みが確保されることにより実現される、有限の資源を有効に利用し環境への負荷ができる限り低減された社会。

※ロハス(LOHAS)：Lifestyles Of Health And Sustainability。健康と環境、持続可能な社会生活を心がける生活スタイル。

2 計画の目的

本計画の策定は、「第2次東温市総合計画」における市の将来像『小さくてもキラリと光る 住んでみたい 住んでよかった 東温市 TO the future ON the town ～未来へ歩もう このまちで～』の実現に向け、環境先進都市の確立とそのレベルアップに資することを目的としています。

3 計画の位置づけ

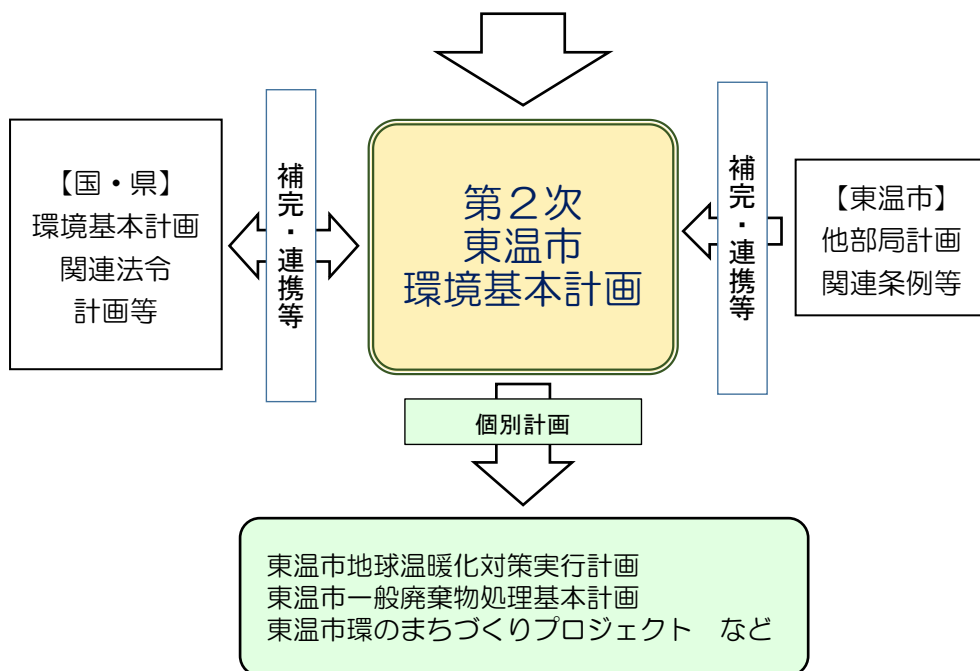
国では、「環境基本法」に基づいて、「環境の保全に関する基本的な計画」（以下「環境基本計画」という。）を定めています。国の環境基本計画は、社会情勢の変化に対応するため5年程度を目途に見直しが行われています。平成6（1994）年12月に閣議決定された第1次計画から、現在は、平成24（2012）年4月に閣議決定された第4次環境基本計画となっています。

第4次環境基本計画では、環境行政の目標である「持続可能な社会」（将来の世代のニーズを、現在の世代と同様に満たせる社会）を「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成し、その基盤として「安全」を確保している社会としています。

愛媛県では、環境の保全に関する総合的な計画として平成22（2010）年2月に「えひめ環境基本計画」が策定され、現在は、平成28（2016）年2月に策定された「第2次えひめ環境基本計画」となっています。

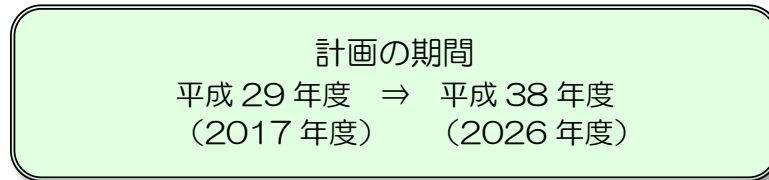
本計画は、国や県の環境基本計画などと補完・連携し、平成28（2016）年に策定された「第2次東温市総合計画」の将来像の具現化に向け、環境の分野における方針や施策を示し、取り組みを推進する計画であり、本市の環境施策の根幹となる計画と位置づけます。

第2次東温市総合計画
 「小さくてもキラリと光る
 住んでみたい 住んでよかった 東温市」
TO the future ON the town
 ~未来へ歩もう このまちで~



4 計画の期間

本計画は、目標年度を平成 38（2026）年度とし、計画期間は平成 29（2017）年度からの 10 年間とします。計画期間の中間年度にあたる平成 34（2022）年度には、環境審議会において進捗状況を確認します。また、社会情勢や環境の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 計画の対象

東温市環境基本計画で対象とする環境については、下記のように設定します。これらのうち「環境教育」は、環境要素というよりも環境施策の一分野に該当しますが、環境教育が、環境保全に係る取り組みや活動のバックボーンとなることを踏まえ、各環境要素に共通する基盤的な取り組みとします。

区 分	対象とする環境要素
環境教育・学習 及び環境保全活動	環境教育・学習、環境保全活動、人材育成、食育、食の安全、 地産地消 など
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨 など
	循環型社会の構築、廃棄物、3Rの推進 など
生活環境	大気環境、水環境、騒音、振動、悪臭、土壌環境 など
自然環境	動物、植物、生物多様性、里山、農地、自然とのふれあい など
快適環境	景観・まちの美観、公園・緑地・水辺、防災・防犯、歴史的・文 化的環境 など